

「国民健康保険診療（調剤）報酬等請求受領に関する届出書」等のご案内

次の「届出理由」に該当する場合は、「国民健康保険診療（調剤）報酬等請求受領に関する届出書」等による届出が必要です。

項番	届出理由	提出する届	届出書の入手方法	提出期限
1	新規医療機関等の指定を受けた場合	国民健康保険診療（調剤）報酬等請求受領に関する届出書	指定年月の初旬に本会からお送りいたします。	指定された月の10日（必着）
2	新規訪問看護事業所の指定を受けた場合	国民健康保険診療（調剤）報酬等請求受領に関する届出書	指定年月の初旬に本会からお送りいたします。	指定された月の20日（必着）
3	名称、開設者、法人名称等が変更になった場合	国民健康保険診療（調剤）報酬等請求受領に関する届出書	関東信越厚生局へ変更届をご提出後、必要に応じて本会からお送りいたします。	届出書に同封した事務連絡に記載
4	振込金融機関・口座番号・口座名義を変更する場合	振込金融機関変更届	口座の変更を希望される場合は、本会へ直接お問い合わせください。 本会からお送りいたします。 【TEL】03-6238-0280	変更しようとする支払月の前月15日（必着）

！！注意事項！！

- (1) 提出期限が土・日曜日、祝日に当たる場合は、前営業日までとなります。
- (2) 届出書の提出期限を過ぎますと、支払が遅れる場合がございます。
- (3) 次のような場合は、「国民健康保険診療（調剤）報酬等請求受領に関する届出書」と併せて委任状等をご提出ください。
 - ・「開設者」以外の方が「受領者」となる場合
 - ・「開設者」と異なる法人が「受領者」となる場合

下記提出先へご連絡ください。本会から委任状等の用紙をお送りいたします。

【「届出書」に関する問い合わせ先及び提出先】

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館11階

東京都国民健康保険団体連合会
企画事業部 管理課 支払係

TEL03-6238-0280（ダイヤルイン）